

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求について、一層の罰則強化等を行うなど、更なる防止策を講じること。

また、都市自治体が行う個人情報保護が必要となる事務についても、適切な運用が行えるよう、必要な措置を講じること。

2. 戸籍への氏名の振り仮名記載対応の実施に当たっては、仮の振り仮名の取得や通知、振り仮名の届出受付、戸籍への記載及び市長村長記録など多くの新たな事務が発生することから、都市自治体が円滑に対応を行えるよう、負担軽減を図るとともに、具体的な内容を早期に示すこと。

また、効率的・安定的な実施のためには、自治体における人員確保やコールセンター・専用窓口設置等の事務委託が必要なことから、システム改修経費や通知書に係る印刷費・郵送費だけでなく、当該事業に係る必要な経費について、国の責任において全額負担すること。

あわせて、円滑に事務を執行できるよう、補助金の交付決定時期を前倒しすること。